

四半期報告書

(第15期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日

株式会社エイジア

東京都品川区南大井一丁目13番5号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	7
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	13
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	13
(5) 大株主の状況	13
(6) 議決権の状況	14

2 株価の推移	14
---------	----

3 役員の状況	14
---------	----

第5 経理の状況	15
----------	----

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	16
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	18

2 その他	22
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	23
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第15期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美濃 和男
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井一丁目13番5号
【電話番号】	03（5753）0848
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井一丁目13番5号
【電話番号】	03（5753）0848
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期 累計(会計)期間	第15期 第1四半期 累計(会計)期間	第14期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	142,226	118,794	578,665
経常損失(千円)	19,728	9,150	9,329
四半期(当期)純損失(千円)	70,271	8,987	97,569
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	322,420	322,420	322,420
発行済株式総数(株)	11,631	11,631	11,631
純資産額(千円)	553,234	478,708	504,413
総資産額(千円)	654,926	572,511	597,750
1株当たり純資産額(円)	47,565.55	46,512.70	46,018.90
1株当たり四半期(当期)純損失 金額(円)	6,041.78	833.43	8,410.47
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
1株当たり配当額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	84.5	83.6	84.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	90,838	△1,937	88,377
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△10,191	△4,425	19,096
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△9	△20,727	△21,730
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	404,687	382,700	409,792
従業員数(人)	47	41	40

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	41（0）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同四半期比（％）
アプリケーション開発事業	22,106	△10.6
受託開発事業	27,118	△16.4
合計	49,224	△13.9

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高 （千円）	前年同四半期比 （％）	受注残高 （千円）	前年同四半期比 （％）
アプリケーション開発事業	80,063	△42.4	9,485	△80.8
受託開発事業	40,873	△22.3	123	△99.4
合計	120,937	△36.9	9,608	△86.1

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同四半期比（％）
アプリケーション開発事業	71,328	△34.6
受託開発事業	47,465	+43.5
合計	118,794	△16.5

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 （自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）		当第1四半期会計期間 （自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社大塚商会	28,870	20.3	3,949	3.3
ティーシス・ジャパン株式会社	815	0.6	21,914	18.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

継続企業の前提に関する重要事象等

	11期 (平成18年3月期) 非連結	12期 (平成19年3月期) 連結	13期 (平成20年3月期) 連結	14期 (平成21年3月期) 非連結	15期 (平成22年3月期 第1四半期) 非連結
営業利益(千円)	141,657	△128,120	△26,923	△9,448	△9,075
営業キャッシュ・ フロー (千円)	41,977	△151,699	△26,815	88,377	△1,937

※平成20年3月期において、連結子会社であった株式会社エイジアコミュニケーションズは、平成20年9月23日に会社清算を結了しております。

当社は、上の表のとおり、12期、13期、14期と3期連続で営業損失を計上し、当第1四半期末におきましても営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要事象が生じております。

しかし、その金額は年々縮小しており、平成22年3月期通期におきまして20百万円の営業利益計上を予想しております。

また、資金繰りについては、当第1四半期末の現金及び現金同等物残高が382,700千円であり、預入期間が3ヶ月を超える定期預金30,241千円を含めると現金及び預金は412,942千円となり、1年間の通常の固定費を賄える水準の金額にあります。

なお、当期につきましては、当該状況を解消すべく引き続き不要不急の経費の削減に努めてまいります。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間(平成21年4月1日～平成21年6月30日)におけるわが国の経済は、大幅に悪化した景気に下げ止まり感のみられるものの、企業収益や設備投資の減少、雇用情勢の悪化、個人消費の冷え込みなど、予断を許さない状況が続いております。

当社が属する情報サービス産業においても、IT投資の削減や先送りが顕著となり、依然厳しい競争環境が続いております。

このような状況の下、当事業年度(平成21年4月1日～平成22年3月31日)は、売上高の急回復を見込みにくい現景気環境下においても、利益を計上できる体質への転換、収益構造の転換に努めてまいります。具体的には、主力のアプリケーション開発事業への経営資源の配分をより一層強化し、同事業の中でも利益率が高く、継続的な売上が見込めるASP・SaaS[※]の売上比率を高める計画です。また、不要不急の経費削減にも引き続き取り組んでまいります。

上記年度計画の下、当第1四半期会計期間においては、①利益率の高いASP・SaaSの売上強化、②安定して売上を計上できるASP・SaaS、保守ビジネスの売上強化、③固定費の更なる削減に努めてまいりました。

- ① 利益率の高いASP・SaaSの売上強化については、2009年3月に増強した営業人員の本格稼働化、2009年3月に発売した当社主力アプリケーション「WEB CAS」シリーズのSaaS版「WEB CAS SaaS」の営業強化に努めました。その結果、下の表のとおり、ASP・SaaSの売上は前年同期に比べ、順調に推移しました。

	平成22年3月期 第1四半期			平成21年3月期 第1四半期	
	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比 増減率(%)	金額(千円)	構成比(%)
ASP・SaaS 売上	31,826	26.8	52.4	20,878	14.7

- ② 安定して売上を計上できるASP・SaaS、保守ビジネスの売上強化については、上記①の取り組みに加え、保守契約の継続に努めました。その結果、下の表のとおり、ASP・SaaS、保守関連の売上は前年同期に比べ、順調に推移しました。

	平成22年3月期 第1四半期			平成21年3月期 第1四半期	
	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比 増減率(%)	金額(千円)	構成比(%)
ASP・SaaS、 保守関連売上	70,723	59.5	32.3	53,471	37.6

- ③ 固定費の更なる削減については、不要不急の経費削減に引き続き取り組みました。その結果、下の表のとおり、販売費及び一般管理費は前年同期に比べ大幅に減少し、営業損益改善に貢献いたしました。

	平成22年3月期 第1四半期		平成21年3月期 第1四半期
	金額(千円)	前年同期比 増減率(%)	金額(千円)
販売費及び一般管理費	78,644	△25.0	104,867

これらの結果、当第1四半期会計期間においては、売上高118,794千円（前年同期比16.5%減）、営業損失9,075千円（前年同期は営業損失19,829千円）、経常損失9,150千円（前年同期は経常損失19,728千円）、四半期純損失8,987千円（前年同期は四半期純損失70,271千円）となりました。

単価の高い「WEB CAS」シリーズサーバー導入型（ライセンスを販売する形態）の売上が、景気低迷の影響を受け減少したため、全体の売上高は前年同期を下回りましたが、上記のとおり、利益率の高い製品・サービス（ASP・SaaS）へのシフト、販売費及び一般管理費の一層の削減により、営業損益は改善いたしました。

なお、事業別の売上高の状況は、以下のとおりであります。

	平成22年3月期 第1四半期			平成21年3月期 第1四半期	
	金額(千円)	構成比(%)	前年同期比 増減率(%)	金額(千円)	構成比(%)
アプリケーション開発事業	71,328	60.0	△34.6	109,137	76.7
受託開発事業	47,465	40.0	43.5	33,088	23.3
合計	118,794	100.0	△16.5	142,226	100.0

※ASP・SaaS（エーエスピー・ソース）

ソフトウェア提供者（この場合、当社）が管理するサーバー上で稼働しているソフトウェアを、ユーザー企業がインターネット経由でサービスとして利用する形態。ユーザー企業は、サーバー・ソフトウェアの管理やライセンス費用の負担なく、毎月の使用料を支払うことで、比較的安価な利用が可能となる。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前第1四半期会計期間末に比べ82,415千円減少し、572,511千円となりました。

資産の部では、流動資産が主に現預金の減少及びその他の減少により前第1四半期会計期間末に比べ55,817千円減少いたしました。

固定資産は、主に投資その他の資産の減少により、前第1四半期会計期間末に比べ26,597千円減少いたしました。

負債の部では、流動負債が主に買掛金の減少により、前第1四半期会計期間末に比べ7,474千円減少いたしました。

純資産の部は、前第1四半期会計期間末に比べ74,526千円減少し、478,708千円となりました。これは主に資本剰余金の減少及び自己株式の取得によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間における現金及び現金同等物は、前第1四半期会計期間に比べ21,986千円減少し、382,700千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な発生要因は次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローの状況は、1,937千円のマイナスとなり、前第1四半期会計期間に比べて92,776千円の減少となりました。主な減少の要因は、前第1四半期会計期間において110,551千円のプラスであった売上債権の増減額が、当第1四半期会計期間においては8,664千円のプラスとなり、前第1四半期会計期間に比べ101,887千円減少したことによるものであります。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローの状況は、4,425千円のマイナスとなり、前第1四半期会計期間に比べて5,765千円の増加となりました。主な増加の要因は、前第1四半期会計期間において8,938千円のマイナスであった有形固定資産の取得による支出が、当第1四半期会計期間において2,975千円のマイナスとなり前第1四半期会計期間に比べ5,963千円増加したことによるものであります。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローの状況は、20,727千円のマイナスとなり、前第1四半期会計期間に比べて20,718千円の減少となりました。主な減少の要因は、前第1四半期会計期間において発生のなかった自己株式の取得による支出20,715千円が、当第1四半期会計期間において発生したことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は、13,976千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、2[事業等のリスク]に記載しております。

当社は、2[事業等のリスク]に記載のとおり、12期、13期、14期と3期連続で営業損失を計上し、当第1四半期末におきましても営業損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要事象が生じております。

しかし、その金額は年々縮小しており、平成22年3月期通期におきまして20百万円の営業利益計上を予想しております。

また、資金繰りについては、当第1四半期末の現金及び現金同等物残高が382,700千円であり、預入期間が3ヶ月を超える定期預金30,241千円を含めると現金及び預金は412,942千円となり、1年間の通常の固定費を賄える水準の金額にあります。

なお、当期につきましては、当該状況を解消すべく引き続き不要不急の経費の削減に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、重要な資産の除却又は売却はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	46,260
計	46,260

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成21年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成21年8月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,631	11,631	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	11,631	11,631	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成21年8月1日からこの四半期報告書の提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成14年12月16日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 （平成21年6月30日）
新株予約権の数（個）	83
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	249（注）1，2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	33,334（注）1，3
新株予約権の行使期間	平成17年12月1日から 平成24年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合は除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

※平成18年6月23日開催の第11回定時株主総会において「平成14年12月16日開催の臨時株主総会における第2号議案（株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件）の決議を一部変更する件」を付議し、承認されましたので、提出日現在は「新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない」に変更されております。

②その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定する。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成16年11月12日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93,334 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93,334 資本組入額 46,667
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成17年4月22日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247,000 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247,000 資本組入額 123,500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(平成17年7月29日臨時株主総会特別決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	530,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 530,000 資本組入額 265,000
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権発行後、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	11,631	—	322,420	—	—

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、平成21年6月30日現在の株主名簿を確認したところ、大株主であったソフトウェア株式会社は大株主でなくなったことが判明いたしました。

当第1四半期会計期間において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式を669株取得したことにより、平成21年6月30日現在、次のとおり自己株式を保有しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社エイジア	東京都品川区南大井一丁目13番5号	1,339	11.51

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,339	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,292	10,292	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,631	—	—
総株主の議決権	—	10,292	—

② 【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社エイジア	東京都品川区南大井一丁目13番5号	1,339	—	1,339	11.51
計	—	1,339	—	1,339	11.51

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月
最高 (円)	29,200	31,800	35,400
最低 (円)	21,550	21,100	28,250

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	412,942	439,984
受取手形及び売掛金	68,777	77,441
仕掛品	1,470	3,115
その他	21,507	16,340
貸倒引当金	△1,393	△1,567
流動資産合計	503,303	535,314
固定資産		
有形固定資産	※ 9,519	※ 9,084
無形固定資産	19,033	20,483
投資その他の資産		
その他	44,010	36,880
貸倒引当金	△3,355	△4,013
投資その他の資産合計	40,655	32,867
固定資産合計	69,208	62,436
資産合計	572,511	597,750
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,263	9,388
未払法人税等	406	25
製品保証引当金	182	244
賞与引当金	1,962	8,022
その他	71,899	63,104
流動負債合計	79,714	80,784
固定負債		
長期前受収益	11,467	12,553
その他	2,620	—
固定負債合計	14,087	12,553
負債合計	93,802	93,337
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,420	322,420
資本剰余金	301,086	301,086
利益剰余金	△106,557	△97,569
自己株式	△42,059	△21,523
株主資本合計	474,889	504,413
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,819	—
評価・換算差額等合計	3,819	—
純資産合計	478,708	504,413
負債純資産合計	572,511	597,750

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	142,226	118,794
売上原価	57,187	49,224
売上総利益	85,038	69,569
販売費及び一般管理費	* 104,867	* 78,644
営業損失(△)	△19,829	△9,075
営業外収益		
受取利息	85	65
受取配当金	6	6
雑収入	13	33
営業外収益合計	105	105
営業外費用		
支払手数料	—	179
雑損失	4	1
営業外費用合計	4	180
経常損失(△)	△19,728	△9,150
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,925	173
製品保証引当金戻入額	—	61
特別利益合計	1,925	235
特別損失		
固定資産除却損	104	—
投資有価証券評価損	52,232	—
特別損失合計	52,336	—
税引前四半期純損失(△)	△70,139	△8,915
法人税、住民税及び事業税	132	72
法人税等合計	132	72
四半期純損失(△)	△70,271	△8,987

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失(△)	△70,139	△8,915
減価償却費	3,452	2,700
商標権償却	16	16
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,925	△173
賞与引当金の増減額(△は減少)	△7,026	△6,060
製品保証引当金の増減額(△は減少)	237	△61
本社移転損失引当金の増減額(△は減少)	△5,474	—
受取利息及び受取配当金	△91	△71
固定資産除却損	104	—
投資有価証券評価損益(△は益)	52,232	—
売上債権の増減額(△は増加)	110,551	8,664
たな卸資産の増減額(△は増加)	△1,781	1,644
仕入債務の増減額(△は減少)	△9,261	△4,124
その他の流動資産の増減額(△は増加)	1,991	△3,928
その他の固定資産の増減額(△は増加)	607	89
その他の流動負債の増減額(△は減少)	3,015	9,141
長期前受収益の増減額(△は減少)	14,502	△1,085
その他	—	179
小計	91,012	△1,984
利息及び配当金の受取額	91	71
法人税等の支払額	△265	△25
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,838	△1,937
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,548	△1,548
有形固定資産の取得による支出	△8,938	△2,975
無形固定資産の取得による支出	△612	△112
貸付金の回収による収入	921	150
その他	△13	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△10,191	△4,425
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	—	△20,715
配当金の支払額	△9	△12
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9	△20,727
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	80,638	△27,091
現金及び現金同等物の期首残高	324,048	409,792
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 404,687	※ 382,700

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高および完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>受注製作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）および「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を当第1四半期会計期間より適用し、当第1四半期会計期間から着手した工事契約から、当第1四半期会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>なお、当第1四半期会計期間においては工事進行基準の適用要件を満たす工事契約が存在しないため、損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

一部の項目について簡便な会計処理を適用しておりますが、重要なものではありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、24,758千円であります。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、23,604千円であります。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 30,485千円	給与手当 27,212千円
賞与引当金繰入額 1,298千円	賞与引当金繰入額 1,203千円
製品保証引当金繰入額 237千円	

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 434,808	現金及び預金勘定 412,942
預金期間が3か月を超える定期預金(積立定期預金) △30,120	預金期間が3か月を超える定期預金(積立定期預金) △30,241
現金及び現金同等物 404,687	現金及び現金同等物 382,700

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 11,631株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,339株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。
5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成21年2月20日開催の取締役会決議、及び平成21年3月16日開催の取締役会での変更決議、並びに平成21年6月2日開催の取締役会での変更決議に基づき、当第1四半期会計期間において自己株式669株の取得を行い、自己株式が20,535千円増加いたしました。この結果、当第1四半期会計期間末において自己株式は42,059千円となっております。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	四半期貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	6,439	12,879	6,439
合計	6,439	12,879	6,439

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年6月30日)

当社ではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成21年6月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 46,512.70円	1株当たり純資産額 46,018.90円

2. 1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 6,041.78円	1株当たり四半期純損失金額 833.43円

なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	70,271	8,987
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	70,271	8,987
期中平均株式数(株)	11,631	10,784
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

株式会社エイジア
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイジアの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期会計期間より製品保証引当金を計上している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社エイジア
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイジアの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。